

生駒市選挙管理委員会告示第25号

生駒市公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年11月9日

生駒市選挙管理委員会委員長 中 川 勇

生駒市公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示

生駒市公職選挙事務執行規程（平成元年10月生駒市選挙管理委員会告示第33号）の一部を次のように改正する。

第65条第2項中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）」に改める。

附 則

この告示は、平成28年11月9日から施行する。